

# 「自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質の総量の削減に関する基本方針」 の変更案に対する意見の募集について

平成19年11月9日（金）  
水・大気環境局自動車環境対策課  
代 表：03(3581)3351  
課 長：金丸 康夫(6520)  
課長補佐：唐島 聡子(6515)  
担 当：近藤 慎吾(6529)

環境省では、平成19年5月に公布された自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法の一部を改正する法律（平成19年法律第50号。以下「改正法」という。）に基づき、「自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質の総量の削減に関する基本方針」（平成14年4月2日閣議決定。以下「基本方針」という。）の変更案を取りまとめました。

今般、基本方針の変更案について、広く国民の皆様から御意見を募集するため、平成19年11月10日（土）から平成19年12月9日（日）までの間、パブリックコメントを行います。

## 1. 趣旨

環境省では、平成19年5月に公布された改正法を施行するため、改正法による改正後の自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法第6条第8項及び第8条第3項に基づき、平成19年2月の中央環境審議会意見具申「今後の自動車排出ガス総合対策のあり方について」を踏まえ、「自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質の総量の削減に関する基本方針」の変更案を取りまとめました。

この基本方針の変更案について、広く国民の皆様から御意見を募集するため、平成19年11月10日（土）から平成19年12月9日（日）までの間、パブリックコメントを行います。

## 2. 意見募集の対象

「自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質の総量の削減に関する基本方針」変更案  
(別添)

## 3. 意見募集要領

### (1) 意見募集期間

平成19年11月10日（土）～平成19年12月9日（日）必着

## (2) 提出方法

下記〔意見提出用紙〕の様式により、以下に掲げるいずれかの方法で提出してください。

- ①郵送：下記〔意見提出用紙〕の様式に従って提出してください。
- ②FAX：下記〔意見提出用紙〕の様式に従って提出してください。
- ③電子メール：下記〔意見提出用紙〕の項目に従い、メール本文に記載して送付してください（添付ファイルやURLへの直接リンクによる御意見は御遠慮願います。）。

なお、電話による御意見は受け付けておりませんので、御承知おきください。

<p>[意見提出用紙]</p> <p>宛先：環境省水・大気環境局自動車環境対策課</p> <p>氏名（企業・団体の場合は、企業・団体名、部署名及び担当者名）： 郵便番号・住所： 電話番号： FAX番号：</p> <p>御意見： &lt;該当箇所&gt;（どの部分についての御意見か、該当箇所がわかるように記入してください。） &lt;意見内容&gt;  &lt;理由&gt;</p>
---

## (3) 意見提出先

環境省水・大気環境局自動車環境対策課

- ①郵送の場合 〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2
- ②FAXの場合 03(3593)1049
- ③電子メールの場合 kanri-jidosha@env.go.jp

## (4) 資料の入手方法

○環境省において配布

場所：東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎第5号館23階  
環境省水・大気環境局自動車環境対策課

○インターネットによる閲覧

環境省ホームページ <http://www.env.go.jp>

電子政府の総合窓口 (<http://www.e-gov.go.jp/>) のパブリックコメントのページ参照

○郵送による送付

郵送を希望される方は、120円切手を添付した返信封筒（A4の書類が折らずに入るもの。郵便番号、住所、氏名を明記のこと。）を同封の上、上記「(3) 意見提出先」の郵送の場合の宛先まで送付してください。

なお、切手、封筒が同封されていない場合は送付しかねますので、あらかじめ御了承願います。

## (5) 注意事項

- 御意見は、日本語で御提出ください。
- 電話での御意見は、御遠慮願います。
- 御意見に対する個別の回答はいたしかねますので御了承願います。
- 御提出いただきました御意見については、住所、電話番号、FAX番号及び電子メールアドレスを除き、すべて公開される可能性があることをあらかじめ御承知おきください。ただし、御意見中に、個人に関する情報であって特定の個人を識別しうる記述がある場合及び個人・法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただきます（公表の際に匿名を希望される場合は、意見提出時にその旨書き添えてください。）。御意見に附記された氏名、連絡先等の個人情報につきましては、適正に管理し、御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本案に対する意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。